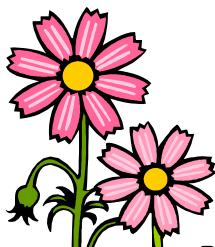


第20号の内容



貸金業法が大きく変わりました！

多重債務者相談窓口ご案内

22年度下半期消費生活センター開催講座予定

平成21年度の消費生活相談状況

平成22年国勢調査のお知らせ

貸金業法が大きく変わりました！

貸金業法は、消費者金融などの貸金業者や、貸金業者からの借入れについて定めている法律です。近年、返済しきれないほどの借金を抱えてしまう「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となったことから、これを解決するため、平成18年に従来の法律が抜本的に改正されました。借りすぎ・貸しすぎを防ぐことを目的として、平成22年6月18日に完全施行されました。

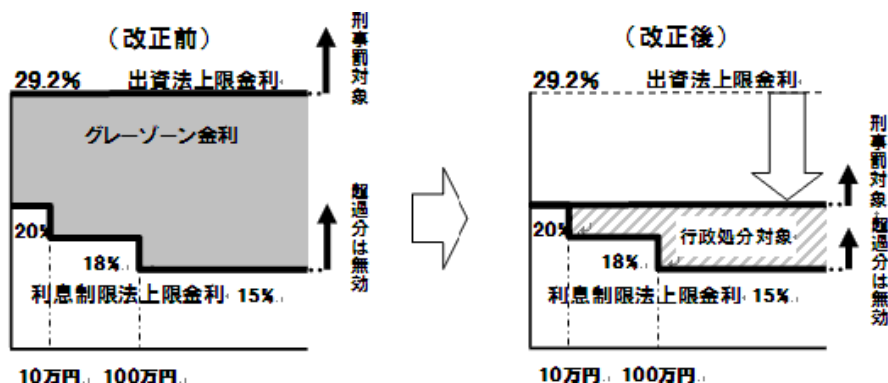
(法律の詳細内容は金融庁ウェブサイトで <http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/index.html>)

ポイント① 借入総額は「年収の3分1」まで

借入残高(数社からの借入がある場合はその合計)が年収の3分の1を超える場合は、新規の借入はできなくなりました。また、借入の際、基本的に「年収を証明する書類」が必要となります。専業主婦(主夫)の場合は、配偶者の年収を証明する書類や同意書が必要となります。

ポイント② 上限金利の引下げ 29.2%→15~20%へ

これまで、貸金業者の場合、出資法上の上限金利29.2%と利息制限法上の上限金利(貸付額に応じ15%~20%)の間の金利帯でも、一定の要件を満たすと有効(いわゆるグレーゾーン金利)となっていました。



今回の改正により出資法上の上限金利が20%に引き下げられ、グレーゾーン金利が撤廃されました。これにより、上限金利は利息制限法で定

められた水準となり、この上限金利を超える金利帯での貸付は民事上無効で、行政処分の対象となります。出資法上の上限金利を超える金利帯での貸付は刑事罰の対象です。

ちょっと待って！ 多重債務に陥らないために 借金をする前に、次のことを確認しましょう

本当に借りる必要がありますか？

安易に借りたことがきっかけで、借金を重ね、返済できなくなることがあります。「カードローン」「クレジット」「キャッシング」などもすべて借金です。

いくら借りようとしていますか？

借りられる限度額ではなく、本当に必要最小限の金額にするべきです。「借りる金額＋利息」を返済しなければならないことを考えましょう！

借りた後、きちんと返せますか？

月々のあなたの収入から生活費など必要な経費を引いた額と比べてみてください。「リボ払い」の場合、月々の返済額は少なくても、期間が長く、返済総額は多くなります。



借りようとしている業者は大丈夫ですか？

貸金業者は、財務局もしくは知事の登録を受ける必要があります。「ヤミ金業者」は無登録で登録業者を偽っている場合があるので注意してください。

返済に困ったらどうしますか？

借金返済のために借金をすると、さらに返済に苦しむことになります。

解決しない借金問題はありません。ぜひお早めに相談を！

借金の返済に困った時、どうしたらいいかわからない時、どこに相談したらいいか知りたい時

すぐにお住まいの市役所・町役場に相談してください！

または滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

多重債務110番 0749-23-1181まで

消費生活相談窓口



法的な借金の整理をしたい時

専門家の無料相談をご利用ください。

滋賀弁護士会 077-522-3238

滋賀県司法書士会 077-527-5545 (大津会場)

077 527-5576 (彦根会場)



ヤミ金からお金を借りてしまった時、法外な金利を請求された時、嫌がらせを受けた時

すぐに各警察署や警察県民センター077-525-0110 または #9110 に相談してください。 ヤミ金は犯罪です！絶対に借りてはいけません！



多重債務者無料相談会

毎月第1土曜日

10:00～13:00 定員6名

日 時	会 場
10月2日(土)	近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市鷹飼町南4丁目)
11月6日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
12月4日(土)	滋賀弁護士会館(大津市梅林1丁目)
1月8日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)
2月5日(土)	近江八幡市いきいきふれあいセンター(近江八幡市鷹飼町南4丁目)
3月5日(土)	県消費生活センター(彦根市元町4-1)

相談方法 弁護士・司法書士が、面接にて相談をお受けします。(1件 1時間)

完全予約制(先着順)

相談無料

秘密厳守

予約受付 滋賀県 県民生活課 消費生活担当

電話：077-528-3412

(主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)



近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：9月27日(月) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課(077-522-3765)

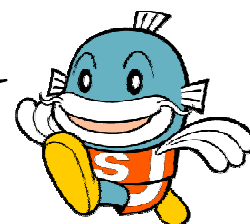


消費生活センター講座(平成22年度下半期分)

月	日	テーマ	講師
11月	11日	消費者被害の現状 ～見守りが必要な人の被害～	弁護士 佐口 裕之氏 <県甲賀総合庁舎で実施>
12月	9日	食の安全からみた地産地消について	今西 昌子氏 (JA近江富士おうみんち)
1月	27日	消費者被害の現状 ～見守りが必要な人の被害～	弁護士 佐口 裕之氏 <県消費生活センターで実施>
2月	15日	ケータイ安全教室(シニア編)	NTTドコモ派遣講師

11月11日と1月27日は同じ内容で実施します

みなさんのご参加
お待ちしております!





平成21年度の消費生活相談状況

平成21年度に県内の消費生活窓口で受け付けた相談受付件数は、14,054件で、対前年比101.9%とやや増加しています。相談の上位3品目は3年間変わらず、第1位はデジタルコンテンツ(サイトの不当請求に関するトラブルなど)、第2位はフリーローン・サラ金(多重債務に関する相談など)、第3位は商品一般(架空請求ハガキの相談など)でした。また、高齢者が被害にあうトラブルが増加しています。

(詳細は当センターHPに掲載しています<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>)

相談事例 ・ ・ デジタルコンテンツ

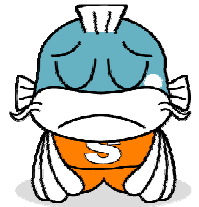
無料期間中に退会処理がされていないので登録料金が未払いとなっていると、登録した覚えのない情報サイトの請求メールが届いた。メールが届いた翌日の正午までに連絡しないと身辺調査をして、自宅や勤務先に回収業者が集金に行くとか訴訟を起こすと記されている。どうしたらよいか。

相談事例 ・ ・ フリーローン・サラ金

総額500万円の借金があり、「低金利で融資可能」というサイトを見て業者に連絡をしてしまった。すると、審査が通らないどころか「まず債務整理をする方がよい、安く整理してくれるところを紹介するからそちらへ連絡するように」と言われた。話すうちに不審に思い、電話を切ったが、しつこく連絡が来るので不安

相談事例 ・ ・ ・ 高齢者のトラブル

近所の仮設店舗でいろいろな品を100円で売っていると誘われて出向いた80歳代の父が、30万円もするめがねの契約をしてしまった。父は認知症気味で、普段、めがねは使っておらず必要がない。解約できないか



**自分だけはトラブルに巻き込まれない！」とは言い切れない状況です。
男女を問わず、年代を問わず、あの手この手で誘いがあります。
くれぐれもご用心ください。
困ったときは、センターまたはお近くの相談窓口へご相談ください。
滋賀県消費生活センター 0749-23-0999まで**



国勢調査

平成22年10月1日

ご協力よろしく申し上げます

「くらしのかわら版」第20号(平成22年9月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)



次号は、平成22年11月上旬に発行予定です。